

# いつでも電話規約

## 第1条 (規約の適用)

1. LINE モバイル株式会社（以下「当社」という）は、いつでも電話規約（以下「本規約」という）を定め、これにより「いつでも電話」および「10分電話かけ放題オプション」（以下「本サービス」と総称する）を提供します。
2. 用語の定義および本規約に記載のない事項は「[LINE モバイル サービス利用規約](#)」に則るものとし、本規約と「[LINE モバイル サービス利用規約](#)」が抵触する場合は本規約が優先するものとします。

## 第2条 (規約の変更)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という）第22条の2の3第2項第1号に規定する事項の変更を行う場合、変更後の本規約を [LINE モバイル ウェブサイト](#) 上に掲載します。変更後の規約は、掲載した時点から効力が生じるものとします。

## 第3条 (定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用開始月	利用開始日が属する月をいいます。
携帯電話設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号。以下同じとする）第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るものをいいます。
契約者	本規約の定めにより、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した者をいいます。
主契約	LINE モバイル サービス利用規約をいいます。
直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯電話設備または PHS 設備をいいます。
PHS 設備	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定する PHS の陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るものをいいます。

本サービス契約	当社と契約者の間で締結される本サービスの利用に係る契約をいいます。
直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいう。以下同じとする）またはIP電話設備（電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいう）をいいます。
利用開始日	本規約第8条に規定する日をいいます。

#### 第4条 （本サービス概要）

1. 「いつでも電話」は、通話アプリ「いつでも電話」を利用しての発信、または通話先電話番号の前に「0035-46」を付加して発信した場合に、日本国内の通話料が30秒10円（税抜）で利用できるサービスです。「いつでも電話」は、主契約（音声通話SIMのみ）に自動的に付帯されるサービスで、主契約と別途のお申し込みは必要ありません。
2. 「10分電話かけ放題オプション」は、別紙記載の月額利用料金をお支払いいただくことにより、通話アプリ「いつでも電話」を利用しての発信または通話先電話番号の前に「0035-46」を付加して発信した場合に、1音声通話あたり10分以内の日本国内間の通話料金が無料となるサービスです。ただし、「10分電話かけ放題オプション」の登録前に利用していた「いつでも電話」の通話料については、「10分電話かけ放題オプション」の対象外となります。なお、通話回数に制限はありません。
3. 通話アプリ「いつでも電話」を利用せずに発信したまたは「0035-46」を付加せず発信した場合、通話料は通常の料金となります。また、「10分電話かけ放題オプション」も対象外となります。
4. 一部のMVNOから携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」という）でお申し込みされた場合、前のMVNO事業者でお客様情報が削除完了するまで「いつでも電話」と「10分電話かけ放題オプション」はご利用できない場合があります。「10分電話かけ放題オプション」は当社からの登録完了の連絡後より利用できます。

#### 第5条 （対象外通話）

本サービスは、海外への通話、海外からの通話および以下の通話先等へは本サービスを利用しての発信・通話は行えません。

- ① 緊急通報（110番、118番、119番）および3桁番号サービス（104番、115番、177番等）
- ② 0120、0570、0180、0990等0XX0で始まる番号
- ③ 00XY等ではじまる番号
- ④ 株式会社NTTドコモの「他の電話機からの遠隔操作」の発信番号
- ⑤ ソフトバンク株式会社の「転送・留守電・着信お知らせ機能サービス」に関する発信番号
- ⑥ 060、020、または#で始まる電話番号
- ⑦ 衛星携帯電話

## **第6条 (発信番号通知)**

1. 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通話番号を着信先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。
2. 前項の場合において、当社は音声通話番号を着信先へ通知しまたは通知しないことに伴い発生する損害については、当社は責任を負いません。
3. 発信番号通知については、契約者の自営端末設備およびソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

## **第7条 (その他の提供条件)**

本サービスに関するその他の提供条件は、別紙に定めるとおりとします。

## **第8条 (本サービス利用開始日)**

本サービスの利用開始日は、以下のとおりとします。

- ① 契約者が LINE モバイル ウェブサイトから新規で主契約と本サービス契約を同時に締結した場合、SIM カードの発送日の2日後
- ② 契約者が LINE モバイル ウェブサイトから MNP を利用し、主契約と本サービス契約を同時に締結した場合、電話番号切替日の翌日
- ③ 契約者が店頭で主契約と本サービス契約を同時に締結した場合、主契約のサービス利用開始日の翌日
- ④ 既に主契約を締結している契約者が「10分電話かけ放題オプション」をお申し込みの場合、申込完了日の翌日

## **第9条 (本サービスの利用制限)**

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用制限を行うことができます。
  - ① 本サービスのシステムについて故障がある場合または保守、メンテナンス等を行う場合
  - ② 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合
  - ③ 契約者が、第23条（禁止事項）の各号に該当する行為を行った場合
  - ④ 当社が業務上やむを得ないと判断した場合
2. 前項により当社が本サービスの利用制限を行った場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

## **第10条 (本サービスの変更)**

1. 当社は、当社の事情により、本サービスの変更ができます。
2. 前項により当社が本サービスを変更した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負いません。

## 第 1 1 条 （本サービスの終了）

1. 当社は、契約者に事前に通知または公表することにより、本サービスの全部または一部を終了することができます。
2. 前項により当社が本サービスを終了した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負いません。

## 第 1 2 条 （免責）

当社は、本サービスの提供により、契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

## 第 1 3 条 （契約者による解約）

1. 契約者または当社により主契約が解約された場合、同時に、本サービス契約も解約されるものとします。
2. 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、本サービス契約を解約することができます。
3. 当社は、本サービス契約の解約申し込みを毎月 1 日から当該暦月末日の前日まで受け付けます。前項に基づく解約は、当社が解約申し込みを受領した日に属する月の末日にその効力を生じるものとします（MNP による転出の場合は除く）。
4. 契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、本サービス契約の解約を通知したものとみなされます。MNP による転出の場合、本サービス契約の解約日は、MNP 転出手続の完了日とします。解約月の月額料金は全額発生するものとします。
5. 解約（第 14 条（当社による解約）に基づき当社が解約した場合も含む）にともない、契約者が有する本サービスに関するすべての権利は、失効するものとします。

## 第 1 4 条 （当社による解約）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本サービス契約を即時解約できます。なお、この場合、契約者が当社の提供する他のサービスを利用しているときは、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。
  - ① 契約者が、本規約に違反したと当社が判断した場合
  - ② 本サービス契約を継続することが不相当と当社が判断した場合
2. 本サービス契約が解約された場合、契約者は、本サービス契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。
3. 事由の如何を問わず、本サービス契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、本サービス契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第15条 (料金等)

1. 契約者は、本サービスの利用料金として、別紙に定める利用料金等を当社が別途指定する日までに所定の方法により支払うものとします。利用料金等については、日割計算を行いません。
2. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が契約者より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負いません。
3. 契約者は、本サービスの利用開始月から本サービス契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金等を支払うものとします。
4. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
5. 契約者は、契約者が一部のMVNOからMNPでお申し込みされた場合、当社でオプション登録が完了する前に行われた、通話アプリ「いつでも電話」での発信または「0035-46」を付加した発信に関する通話料について、前のMVNO事業者より請求されることがあることを確認します。
6. 当社は、契約者が支払った利用料金等については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、返金に応じません。

## 第16条 (料金の支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金等、その他本サービスに係る債務を、当社が別途定める場合を除き、クレジットカード、LINE PayカードまたはLINE Pay決済（LINE Payアカウントにクレジットカードが登録されている場合に限る）により、当社が指定する日までに支払うものとします。なお、契約者が当社から端末を割賦購入する場合、LINE PayカードまたはLINE Pay決済による支払いはできません。

## 第17条 (支払遅延)

1. 契約者は、本サービスの利用料金等、その他本サービスに係る債務の支払いを怠った場合には、当社が別途指定する支払方法（Pay-easyによる支払いを含むが、それに限らない）により、当社が別途指定する日までに本サービスの料金、その他本サービスに係る債務を支払うものとします。この場合、契約者の支払遅延に起因して当社が別途指定した支払方法に必要な支払手数料は、契約者の負担とします。
2. 前項の定めにもかかわらず、契約者は、本サービスの利用料金等、その他本サービスに係る債務の支払いを怠り、本サービス契約が解除されたときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6パーセントの割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

## 第18条 (消費税)

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

## 第 19 条 （端数処理）

当社は、利用料金等、消費税相当額その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数の四捨五入するものとします。

## 第 20 条 （債権の譲渡）

1. 当社は、本サービスに基づき生じたすべての債権について、弁護士、弁護士法人、その他当社が指定した第三者（以下「債権譲渡先」という）に譲渡する場合があります。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 前項の場合において、当該債権譲渡の請求および回収に用いるため、契約者は、当社が債権譲渡先に対し、契約者の氏名、住所、電話番号ならびに債権の請求および回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
3. 第 1 項の場合において、当社および債権譲渡先は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

## 第 21 条 （個人情報の取り扱い）

当社が契約者から取得した情報の取り扱いは、当社の[プライバシーポリシー](#)に従うものとします。

## 第 22 条 （委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を業務委託先に委託することができ、また業務委託先がこれを再委託先に再委託することを同意することができます。

## 第 23 条 （禁止事項）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはなりません。

- ① 本サービスの提供に関する当社または第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ② 契約者が、第 4 条（本サービス概要）に定める利用範囲を超えて利用する行為
- ③ 通話先電話番号の前に 0035-46 を付加して発信する場合であっても、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用
- ④ 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイアリングシステムを用い、または合成音声もしくは録音音声等を用い、商業的宣伝もしくは勧誘の通信をする、または商業的宣伝もしくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為

- ⑤ 自動電話ダイヤリングシステムを用い、または合成音声もしくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある通信をする行為
- ⑥ 通信の媒介、転送機能の利用または当社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的での利用
- ⑦ 本サービスを不正な目的をもって利用する行為
- ⑧ 当社または第三者に損害を与える行為
- ⑨ 本規約に違反する行為
- ⑩ 法令、公序良俗に違反する行為
- ⑪ 本サービス契約に基づき生じる権利および義務について、譲渡、移転または担保権の設定をすること
- ⑫ その他当社が不相当と判断する行為

## **第 24 条 (分離性)**

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

## **第 25 条 (準拠法および管轄)**

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 別紙

### 1. 適用

本別紙に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

### 2. 料金額

#### (1) いつでも電話

通話料（税抜）	10 円/30 秒
---------	-----------

#### (2) 10 分電話かけ放題オプション

月額利用料金（税抜）	月額 880 円
------------	----------

※月額利用料金は利用開始月より発生します。

※10 分を超える通話については、10 円/30 秒（税抜）の通話料金が別途発生します。

### 3. 10 分電話かけ放題オプションに係る提供条件

#### (1) 申し込み

「10 分電話かけ放題オプション」の利用申し込み（以下「申し込み」という）は、当社が定める所定の方法により、申し込みを行うものとします。申し込みは、当社が別途定めた場合を除き、申込時点において以下に定める申込条件を満たした場合に限りできます。

- ① 申込者が当社の音声通話 SIM を現に利用中または当社の音声通話 SIM を同時に申し込んでいること
- ② 主契約が既に存在している場合、主契約について、利用停止されていないこと
- ③ 主契約が既に存在している場合、主契約の利用料金その他支払債務を支払期限内にお支払いいただいていること
- ④ 当社が別途定める申込条件を満たしていること

#### (2) 申し込みの承諾

当社は、「10 分電話かけ放題オプション」の利用申し込みがあったときは、審査の上これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申し込みを承諾しないことがあります。

- ① 当社が提供するサービスに関する料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合
- ② 申し込みの際し、当社に対し虚偽の事実を通知した場合
- ③ 上記 3.（1）（申し込み）に記載の申込条件を満たさない場合
- ④ その他当社の業務の遂行上支障がある場合

#### (3) 不正利用

通話を行うことを目的とせず一方的なもしくは機械的な接続通信時間 10 分以内の通信を著しく繰り返す行為またはその他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営もしくは電気通信の健全な発達および国民の利便の確



保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含む）を契約者が行っていると当社が認めた場合、その行為に利用された接続先の電話番号に対する通話については、「10分電話かけ放題オプション」の対象外とする場合があります。

(附則)

本規約は、2017年6月19日から実施します。

2017年10月24日一部改訂

2017年11月28日一部改訂

2017年12月20日一部改訂

2018年2月21日一部改訂・名称変更

2018年9月3日一部改訂